

## 【住宅宿泊事業の届出後に発生する事業者の主な責務について】

令和元年9月14日時点

○住宅宿泊事業の届出後に発生する事業者の主な責務です。確認したうえで、届出を検討してください。

○詳細については、「住宅宿泊事業(民泊)のご案内」や住宅宿泊事業法令等で確認してください。

(○:必要, △:場合によって必要, -:該当なし)

住宅宿泊事業者の主な責務		居住型		不在型	
		個人	法人	個人	法人
<b>B 届出後</b>					
1	届出住宅に人を宿泊させた日数が、1年間で180日を超えないこと。	○	○	○	○
2	県から交付される標識を、届出住宅の門扉、玄関等の公衆が認識しやすい位置に掲示すること。	○	○	○	○
3	2か月ごとに宿泊者数、宿泊させた日数等を報告すること。	○	○	○	○
4	届出内容に変更があった場合や事業の廃止等をした場合に、変更の届出や廃業等の届出を提出すること。	○	○	○	○
5-1	届出住宅の設備や備品等を清潔に保ち、定期的な清掃及び換気を行うこと。	○	○	○	○
5-2	飲用水として井戸水を使用している場合、滅菌機を備え付け、年に1回水質検査を実施すること。	△	△	△	△
6	民泊で出たごみを、市町村のルールに従って適切に処分すること。 (民泊で出たごみは、事業系ごみとなり、家庭ごみと一緒に捨てることはできません。)	○	○	○	○
7	外国人観光客に宿泊サービスを提供させる場合、外国語を用いて、設備の使用方法や交通手段に関する情報、災害等が発生した場合における通報先を案内すること。	△	△	△	△
8-1	宿泊者名簿を備え付け、宿泊者全員に氏名、住所等を記載させること。	○	○	○	○
8-2	宿泊者の本人確認を、対面等により実施すること。	○	○	○	○
8-3	宿泊者が外国人観光客であった場合、パスポートの提示を求め、その写しを宿泊者名簿とともに保存すること。	○	○	○	○
9-1	宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項について説明すること。(大声での会話を控える、深夜に窓を閉める、バルコニー等屋外で宴会をしない、楽器を使用しない等)(外国語の場合も含む。)	○	○	○	○
9-2	宿泊者に対し、ごみの処理に関し配慮すべき事項について説明すること。(市町村における分別方法等に沿って住宅内の適切な場所にごみを捨てる等)(外国語の場合も含む。)	○	○	○	○
9-3	宿泊者に対し、火災の防止のために配慮すべき事項について説明すること。(ガスコンロ使用のための元栓の開閉方法、消火器の使用方法、避難経路、通報措置等)(外国語の場合も含む。)	○	○	○	○

## 【住宅宿泊事業の届出後に発生する事業者の主な責務について】

令和元年9月14日時点

○住宅宿泊事業の届出後に発生する事業者の主な責務です。確認したうえで、届出を検討してください。  
○詳細については、「住宅宿泊事業(民泊)のご案内」や住宅宿泊事業法令等で確認してください。

(○:必要, △:場合によって必要, -:該当なし)

住宅宿泊事業者の主な責務		居住型		不在型	
		個人	法人	個人	法人
<b>B 届出後</b>					
10-1	周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に対応すること。	○	○	○	○
10-2	事業を開始する前に、県から標識とともに交付されるチラシに、苦情等の申出先として届出者や住宅宿泊管理業者の連絡先を明記し、周辺地域の住民へ配布すること。	○	○	○	○
10-3	深夜早朝を問わず、常時(宿泊者が滞在していない間も含む)対応又は電話により誠実に対応すること。	○	○	○	○
10-4	苦情及び問合せが緊急を要する場合に、現場に急行すること。	○	△	○	○
11	火災保険等、適切な保険に加入するよう努めること。	△	△	△	△
12	税務署への個人事業開業届出等及び県税事務所への個人事業税の開業等の届出を届け出ること。	△	—	△	—
13	事業に伴う国税及び地方税の申告等について、それぞれの税務管轄部署へ確認し、適切に対応すること。	△	△	△	△